

愛知県石油コンビナート等防災本部条例（昭和 51 年 10 月 15 日愛知県条例第 39 号）
(平成 16 年 12 月 21 日愛知県条例第 74 号改正)

(要 旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、愛知県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 法第 28 条第 5 項第 4 号、第 6 号及び第 9 号に定める本部員の数は、50 人以内とする。

2 法第 28 条第 5 項第 9 号に定める本部員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門員)

第3条 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第4条 防災本部に、幹事 70 人以内を置く。

2 幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第5条 防災本部は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雜 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に關し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則 (略)

愛知県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は愛知県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第39号）第6条の規定に基づき、愛知県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長代理)

第2条 本部長に事故があったときは、知事の職務代理者の順序に関する規則（昭和23年規則第74号）第1条に定める者がその職務を代理する。

(本部員の代理者)

第3条 本部員は、やむをえない事情により防災本部に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 本部員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、本部長に届け出ておかねばならない。

(異動の報告)

第4条 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第5項第4号に定める者以外の本部員及び幹事に異動があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに本部長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 防災本部は、必要に応じて本部長が招集する。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

3 防災本部は、本部員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

4 防災本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。

(会議録)

第6条 本部長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 出席者の役職名及び氏名
- ③ 会議に付した案件及び議事の経過
- ④ 議決した事項
- ⑤ その他参考事項

(専決処分)

第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、本部長は防災本部が処理すべき事項について、専決することができる。

2 本部長は、防災本部が処理すべき事項のうち、次に定める事項について専決することができる。

- ① 愛知県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に定める事項について、当該計画事項の趣旨に変更を生じない範囲において、幹事会の承認を得た場合の当該事項に係る防災計画の修正に関すること。
- ② 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）、その他防災に関する法令等並びにこれらの法令等の規定により定められた計画（以下「関係法令等」という。）の改正により、防災計画がこれらの関係法令等の規定に抵触することとなった場合の暫定措置に関すること。
- ③ その他あらかじめ防災本部に諮って承認を得た軽易な事項に関すること。

3 前 2 項の規定による専決処分を行ったときは、本部長は次の会議において報告しなければならない。

（部 会）

第 8 条 部会長は、部会において調査審議した結果を本部長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に關し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

（幹事会）

第 9 条 幹事は幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ本部長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- ① 防災本部に提出する議案の作成
- ② 第 7 条第 2 項第 1 号に定める事項に係る防災計画の修正に関する審議
- ③ その他本部長から命ぜられた事項。

（事務局）

第 10 条 防災本部の事務を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部消防保安課に置く。

2 事務局に局長、次長、主幹及び書記を置く。

3 事務局の職員は、愛知県の職員のうちから知事が任命する。

（雜 則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度、本部長が定めるものとする。

附 則 (略)

石油コンビナート等災害防止法第28条第5項第6号の規定に基づく市町村の指定

(昭和51年11月15日愛知県告示第1038号)
(平成2年7月9日愛知県告示第610号改正)
(平成15年8月19日愛知県告示第653号改正)
(平成18年6月30日愛知県告示第483号改正)
(平成20年1月29日愛知県告示第42号改正)
(平成21年4月10日愛知県告示第281号改正)
(平成23年4月1日愛知県告示第259号改正)
(令和7年11月25日愛知県告示第472号改正)

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第5項第6号の規定に基づき、次の市町村を石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に關し必要と認めるものとして指定する。

昭和51年11月15日

愛知県知事 仲 谷 義 明

刈谷市、西尾市、常滑市、高浜市、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町